

第九十四号議案

江戸川区自動車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区自動車駐車場条例の一部を改正する条例

江戸川区自動車駐車場条例（平成十年十二月江戸川区条例第三十四号）の一部

を次のように改正する。

第一条中「法律第百八十号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第六条中「。以下「法」という。」を削る。

第十五条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十六条中「駐車料金」を「利用料金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（駐車場の標識）

第十六条の二 法第二十四条の三の規定により特別区道に附属する駐車場に設ける標識には、次に掲げる事項を明示する。

一 利用料金の額

二 駐車することができ時間

三 利用料金の徴収方法

四 割増金の徴収に関する注意事項

五 その他駐車場の利用に関し必要と認める事項

2 前項の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けるものとする。

第十七条中「法」を「地方自治法」に改める。

付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（説明）

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の改正に伴い、特別区道に附属する自動車駐車場の標識に関する基準を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。